

令和8年度鳥取県衛生環境研究所作業環境測定業務仕様書

1 業務名称

令和8年度鳥取県衛生環境研究所作業環境測定業務（以下「業務」という。）

2 業務場所

鳥取県衛生環境研究所（鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷526番地1）

鳥取県原子力環境センター（同上）

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月17日まで

4 業務内容

労働安全衛生法第65条第1項並びに労働安全衛生法施行令第21条第7号（特定化学物質）及び第10号（有機溶剤）に該当する作業場について、作業環境測定基準（昭和51年4月22日労働省告示第46号。以下同じ。）に従って試料を捕集し濃度測定を行い、測定結果を報告すること。

(1) 測定場所及び対象物質等

別紙のとおり

(2) 試料採取及び測定方法

作業環境測定基準に従い行うこと。

(3) 測定回数及び実施予定時期

ア 回数：2回/年

イ 実施予定時期

第1回目 令和8年8月頃まで（実施日は、発注者と別途調整すること。）

第2回目 令和9年2月頃まで（実施日は、発注者と別途調整すること。）

(4) 業務実施上の注意事項

ア 業務実施に対しては、作業員の負傷、物品の損傷等各種の事故防止において、万全の安全対策等を講ずること。

イ 業務を実施する上で、施設設備を汚染又は損傷するおそれがある場合は、適切な方法で養生を行うこと。また、業務終了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

なお、受注者の責めにより既存部分を汚染又は損傷及び第三者に損害を与えたときは、既成にならない補修又は賠償を行うこと。

ウ 業務実施に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれがあるときは、発注者の指示を受け、協議して応急措置を講じること。ただし、緊急を要する場合は、受注者の判断で応急措置を講じなければならない。この場合、速やかに発注者に報告すること。

エ 業務に必要な機器、材料、保護具等は、すべて受注者の負担によること。また、業務実施に当たり、電力、水道等が必要な場合は、発注者の許可を得て使用することができる。

5 事前提出物

受注者は、下表の左欄に記載した提出物を右欄の時期までに提出して、発注者の承認を得ること。

提出物	提出時期	備考
年間の業務実施計画書	契約締結後速やかに	
業務実施者名簿	契約締結後速やかに	責任者及び資格・経歴等を明らかにした要員名簿（免許証等の写し及び環境分析の実績経歴を添付すること。）
作業環境測定のデザイン・サンプリング（案）	測定日の2週間前まで	

6 報告書等

(1) 結果報告書等

- ア 実施後の測定結果については、作業環境評価基準により評価を行い、結果を報告すること。
- イ 測定結果報告書様式は、令和2年8月5日付基発0805第1号厚生労働省労働基準局長通知で定められた作業環境測定結果記録表（B 特定化学物質、鉛、有機溶剤、石綿用）及び作業環境測定結果報告書（証明書）により行うこと。
- ウ 上記報告書のほか、業務に関する全データも提出すること。

(2) 提出方法

- ア 結果報告書及び結果記録表は、サンプリング箇所ごと、特定化学物質又は有機溶剤ごとに1つのPDF形式の電子ファイルとして作成し、当該ファイルを保存した電子媒体（CD-ROM）で提出すること。また、紙媒体に印刷したものを1部添付すること。
- イ データは、PDF形式で電子媒体（CD-ROM）に保存したものを提出すること。

(3) 提出期限

第1回目の報告書は、第1回目の業務完了後45日以内に、第2回目の報告書は、第2回目の業務完了後45日以内又は令和9年3月17日のいずれか早い日までに提出すること。なお、電子媒体は第1回目と第2回目を併せて、第2回目の提出期限までに提出すること。

(4) 検査

発注者は、2回目の報告書を受領した日から10日以内に検査を行う。

7 秘密の保持

受注者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないこと。

8 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

9 その他

- (1) 受注者は、業務に関する各種データを5年間保存すること。
- (2) 委託料の支払いは、全ての業務完了後において請求払いとする。
- (3) 契約書（請書を含む。以下同じ。）の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合には、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。
- (4) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更する場合がある。
- (5) 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義が生じた事項について、発注者と受注者とが協議して定める。

別紙

1 特定化学物質

室名	物質名	室の大きさ	
		W	L
第1 大気機器分析室	水銀又は無機化合物(硫化水銀を除く)	6.2	8.0
大気分析室	ベリリウム等	9.3	8.0
	インジウム化合物		
	カドミウム及びその化合物		
	コバルト又はその化合物		
	砒素及びその化合物		
	弗化水素		
	マンガン及びその化合物		
	ジクロルメタン		
クロム酸及びその塩			
第4 大気機器分析室	弗化水素	3.1	8.0
第1 機器分析室	メチルイソブチルケトン	9.3	8.0
食品薬品分析室	クロロホルム	18.6	8.0
	メチルイソブチルケトン		
	ジクロルメタン		
環境化学分析室	ジクロルメタン	12.4	8.0
環境生物室	ホルムアルデヒド	9.3	8.0
第3 水質分析室	マンガン及びその化合物	3.1	8.0
	水銀又は無機化合物(硫化水銀を除く)		
第2 水質分析室	水銀又は無機化合物(硫化水銀を除く)	15.0	8.0
第1 水質分析室	クロム酸及びその塩	18.6	8.0
[原子力環境センター] 化学測定室(α線)	マンガン及びその化合物	6.4	4.9

2 有機溶剤

室名	物質名	室の大きさ	
		W	L
第1 大気機器分析室	メタノール	6.2	8.0
大気分析室	アセトン	9.3	8.0
	トルエン		
	メタノール		
機器調整室	アセトン	3.0	8.0
	メタノール		
第2 機器分析室	メタノール	9.3	8.0
	イソプロピルアルコール		
食品薬品分析室	アセトン	18.6	8.0
	酢酸エチル		
	トルエン		
	ノルマルヘキサン		
	メタノール		
環境化学分析室	アセトン	12.4	8.0
	トルエン		
	ノルマルヘキサン		
	メタノール		
第5 機器分析室	アセトン	3.0	8.0
第2 水質分析室	アセトン	15.0	8.0
クリーンルーム	メタノール	5.0	3.1
環境生物室	アセトン	9.3	8.0
第3 水質分析室	N・N-ジメチルホルムアミド	3.1	8.0
[原子力環境センター] 試料前処理室	メタノール	9.9	5.7